

令和7年度畜産業振興事業 事業実施主体候補者の追加公募に関するQ & A

このQ & Aは、「令和7年度畜産業振興事業に係る追加公募要領（令和7年4月30日付け7農畜機第687号）」に基づき作成したものです。

このQ & Aだけでなく、必ず追加公募要領をよくお読みくださるようお願いします。

- 目次**
- I 公募日程及び事業
 - II 応募団体の資格
 - III 応募手続
 - IV 補助金の交付及び事業の実施について
 - V その他
 - VI 応募書 もう一度チェック



I 公募日程及び事業

Q I - 1 応募期間はいつからいつまでですか。

（答）

応募期間は、令和7年4月30日（水）から**令和7年5月15日（木）正午**（必着）です。原則として以下の2つの応募方法としておりますが、持参も可能です（Q III - 2, 3 参照）。

- ア 電子メールによる応募書類の提出
- イ 郵送又は宅配便による応募書類の提出

応募期間内に到着しなかった申請書類は、いかなる理由があろうとも無効となります。

応募についてご不明な点があれば、相談を受け付けていますので、ご連絡ください。

Q I - 2 どのような事業が公募されますか。

（答）

追加公募要領の別表をご覧ください。別表は独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の畜産業振興事業の公募ホームページから確認できます。

Ⅱ 応募団体の資格

QⅡ－１ 応募団体の要件は何ですか。

(答)

畜産業振興事業を実施することができる団体等は、独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第１条に定められています。具体的には以下のとおりです。

- (１) 農業協同組合
- (２) 農業協同組合連合会
- (３) 農事組合法人
- (４) 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）附則の規定により存続する全国農業協同組合中央会
- (５) 中小企業等協同組合
- (６) 一般社団法人又は一般財団法人
- (７) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）
- (８) 畜産業を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）
- (９) 畜産業を営む個人が構成員となっている団体（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）
- (10) 技術研究組合

QⅡ－２ 公益社団法人及び公益財団法人は、応募団体の要件に該当しますか。

(答)

該当しますので、応募できます。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）において、公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人であって、行政庁の認定を受けた者を公益社団法人又は公益財団法人という定められていることから、公益社団法人及び公益財団法人とも応募団体の要件に該当します。

QⅡ－３ 複数の団体や企業で共同申請することはできますか。

(答)

複数の団体や企業が共同で申請することはできませんが、事業実施主体の責任の下で必要かつ合理的、効果的な業務に限り、事業の一部を委託により実施できる場合があります。

QⅡ－４ 応募書の確認事項に、応募団体の役員等が暴力団員でないこととありますが、具体的にはどのようなことですか。

(答)

畜産業振興事業の基本的事項を定めている「畜産業振興事業の実施について」において、事業実施者（代表者又は役員等を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当する者であることが判明した場合には、当該事業の事業実施主体に対して、補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還を命ずることができる旨の暴力団の排除規定が追加され、平成 27 年度畜産業振興事業から適用されることになったことから、応募団体についての要件を新たに設けたものです。

したがって、申請書類の畜産業振興事業応募書中の暴力団員に該当しない旨の確認事項の確認欄にチェックがない場合は、事業実施主体候補者になることはできません。

Ⅲ 応募手続

QⅢ－１ 応募の手続きはどうすればよいですか。また、申請書類の様式はどこで入手できますか。

(答)

電子メールによる提出及び郵送又は宅配便による提出の２つの応募方法がありますが、提出書類は以下のとおり共通しています。

１ 応募対象事業ごとに以下の書類を提出してください。

（ア）「畜産業振興事業応募書（様式１～８）」

- a 電子メールによる応募の場合は、PDF ファイル形式で添付して提出してください。
- b 郵送又は宅配便による提出の場合は、両面印刷にて作成し、様式順に一括して左２か所のホッチキス止めをしてください。
- c いずれの応募方法による場合でも、様式ごとにページ中央下段にページ番号を付けてください。

（イ）「団体概要」

民間企業：定款、会社経歴（概要）、直近の総会資料（財務諸表等の添付資料）、
公益法人等：定款（又は規約）、業務方法書、決算報告書等）

- a 電子メールによる提出の場合は、PDF ファイル形式で添付して提出してください。

郵送又は宅配便による提出の場合は、提出書類を１つの封筒に入れ、「畜産業振興事業応募書在中」と表に朱書きをして提出してください。

詳しくは追加公募要領の「１０ 応募手続」をご確認いただくとともに、「Ⅵ 応募書もう一度チェック」の提出スタイルのイメージを参考にしてください。

応募についてご不明な点があれば、相談を受けつけていますので、ご連絡ください。

２ また、申請書類の様式については、機構の畜産業振興事業の公募ホームページからダウンロードすることができます。

QⅢ－２ FAXやSNSによる申請書類の提出はできますか。

(答)

FAX、SNSによる提出は受け付けません。申請書類は記述内容を十分にご確認いただき、原則として電子メールによる提出及び郵送又は宅配便（バイク便を含む。）による提出のうちいずれかを選択して提出してください。詳しくは追加公募要領の「１０ 応募手続」をご確認ください。

QⅢ－３ 申請書類を郵送した場合、締切日の当日消印は有効ですか。

(答)

締切日正午までに機構に到着しているもののみ有効です。期限までに到着しなかった申請書類は、いかなる理由であろうとも無効となります。また、書類に不備等がないよう、発送前に十分にご確認ください。

電子メールによる提出の場合は、締切日正午までに受信したもののみ有効となります。

QⅢ－４ 申請書類の作成に当たり、フォーマットを変更してもよいですか。

(答)

申請様式の記載項目は変更しないでください。ただし、記入内容の量に応じ、項目の間隔等を調整することは可能です。

QⅢ－５ 申請書類の様式にない参考資料を添付してもよいですか。

(答)

審査のために必要な資料のみを添付してください。

QⅢ－６ 申請書類に不備があった場合の取扱いはどうなりますか。

(答)

書類に不備等がないよう、追加公募要領を熟読のうえ、注意して記入してください。応募についてご不明な点があれば、相談を受け付けていますので、ご連絡ください。

QⅢ－７ 審査はどのように行われますか。

(答)

審査を行うため、機構に外部の有識者を中心とした審査委員会を設置します。審査委員会では、申請書類に基づき審査を行いますが、審査委員会が必要と認めるときは、応募団体に対し、ヒアリングへの参加や追加書類の提出をお願いすることがあります。

また、事業により、合理的執行の観点等から事業実施主体候補者１者を採択するものがあります。

なお、審査の経過は通知しません。委員名、審査の過程等のお問い合わせにも応じられませんのでご了承ください。

詳しくは、追加公募要領の「７ 事業実施主体候補者の選定」をご確認ください。

QⅢ—8 審査の基準はどのようなものですか。

(答)

審査の具体的な観点は、以下のとおりです。(追加公募要領から抜粋)

ア 事業内容の妥当性

(ア) 別表に記載の事業の内容についてすべて記載されているか。

(イ) 偏った内容の計画になっていないか。

イ 事業執行方法の妥当性

(ア) 課題の抽出・分析手法は妥当なものであるか。

(イ) 取組内容、取組手法が明確であるか。

(ウ) 取組内容、取組手法に事業効果を高めるための工夫が見られるか。

ウ 事業計画の妥当性、効率性

(ア) 手法、日程等に無理がなく、目的に沿った実現性はあるか。

(イ) 事業効果の達成のために、日程、作業手順等が効率的であるか。

エ 組織としての事業実施能力

(ア) 事業が遂行可能な人員の確保がなされているか。

(イ) 事業を行う上で適切な財産基盤、経理処理能力を有しているか。

(ウ) 幅広い知見・ネットワークを持っているか。

(エ) 優れた情報収集能力を持っているか。

(オ) 過去3か年に補助金等交付決定取消の原因となる行為がないか。

オ 事業実施に当たっての管理、人員体制

円滑な事業遂行のための人員体制が組み込まれているか。

QⅢ—9 公募結果はいつ通知されますか。

(答)

公募結果(採択又は不採択)については、審査委員会による審査が終了し、事業実施主体候補者を最終決定し次第、速やかに応募者に対して個別に通知する予定です。

なお、事業実施主体候補者として採択されたことが、補助金の交付や応募書の記載内容を確認するものではありませんので御留意ください。

IV 補助金の交付及び事業の実施について

QIV－1 補助率、補助金の限度額はどのようになっていますか。

(答)

追加公募要領の別表に、補助率及び補助金の予定額が示されています。

QIV－2 どのような経費が補助対象となりますか。

(答)

事業の実施に必要な設備備品費、消耗品費、旅費等です。詳しくは追加公募要領の「6 補助対象経費の範囲」をご確認ください。

QIV－3 事業実施主体候補者として採択されれば、申請した事業費について補助金交付が確約されるのですか。

(答)

公募により、事業実施主体候補者として採択されるだけでは、補助金交付が確約されるわけではありません。

採択通知を受けた事業実施主体候補者は、その後、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び事業ごとに定められる事業実施要綱に基づき、事業実施計画書及び補助金交付申請書を提出していただきます。機構において交付申請書等を審査の上、所定の手続きを経て補助金の交付の可否や額が決定します。この過程で、機構が事業の内容や補助金額を査定することがあります。

なお、実際の交付額は、当該年度において補助対象経費として支出した額から算出します。

詳しくは追加公募要領の「8 事業の実施及び補助金の交付に必要な手続等」をご確認ください。

QIV－4 補助事業はいつから開始できるのですか。また、交付決定前に当該事業のために購入した物品や実施した活動に要した経費は、補助対象経費として計上して構いませんか。

(答)

原則として、事業開始は交付決定の日以降からとなります。したがって、交付決定日以前に購入した物品や実施した活動（応募書類の作成経費を含む。）に要した経費は、原則として補助対象とはなりません。

QⅣ－５ 公募した畜産業振興事業は、委託事業ではないのですか。

(答)

畜産業振興事業は、機構が委託する事業ではありません。

あらかじめ機構が定めた事業内容を実施する民間団体等に対して、機構が経費の一部又は全部を補助（補助金として交付）するものです。

QⅣ－６ 補助事業を実施した場合、どのような義務が生じますか。

(答)

事業実施主体の義務として、事業実施要綱等の遵守、申請書等の適切かつ遅滞のない作成・提出、補助金の適切な経理管理、取得財産の適切な管理、事業成果の報告等が求められます。また、その他機構が定める義務が課されることがあります。

詳しくは追加公募要領の「９ 事業実施主体の責務等」をご確認ください。

QⅣ－７ 事業の実施期間は単年度ですか、又は複数年度ですか。

(答)

追加公募要領の別表に事業の実施期間が示されていますので、ご確認ください。

QⅣ－８ 補助事業終了後、実績等を報告する義務はあるのですか。

(答)

補助事業実施期間中は、毎年度、事業を実施した年度ごとの実績報告書を提出していただきます。

また、事業実施期間中の毎年度、事業効果の評価を実施します。

このほか、事業により取得し、又は効用の増加した機械施設等の財産の管理運営等について、事業実施要綱等に基づく報告をいただくことがあります。

詳しくは追加公募要領の「９ 事業実施主体の責務等」をご確認ください。

QⅣ－９ 事業実施期間の途中で事業を中止することはできますか。

(答)

機構が補助する畜産業振興事業は、いずれも畜産物の生産又は流通の合理化や畜産業の振興を図るために必要な事業ですので、事業の中止・廃止はしないでください。やむを得ず事業を中止・廃止する場合でも、事前に必要な手続きをとり、機構理事長の承認を受けることが必要です。また、その場合、補助金の一部又は全部を機構に返還していただくことがあります。

V その他

Q V－1 応募について不明な点がある場合は、どうすればよいですか。

(答)

応募にあたっては、機構の畜産業振興事業の公募ホームページをご確認ください。

令和7年度畜産業振興事業に係る事業実施主体候補者の追加公募について

URL : https://www.alic.go.jp/c-kanri/shinko01_001439.html

また、機構では、応募についてご不明な点があれば、相談を受け付けていますので、以下にご連絡ください。

電 話 : 03 (3583) 4334

(担当 : 畜産振興部 管理課)

F A X : 03 (3583) 8714

Eメール : [chikusan_koubo\(アットマーク\)alic.go.jp](mailto:chikusan_koubo(アットマーク)alic.go.jp)

お電話による受付時間

月曜日～金曜日 (祝日を除きます。)

9 : 00～ : 17 : 45

(12 : 00～13 : 00を除きます。)



VI 応募書 もう一度チェック

様式1

応募期間は、令和7年4月30日（水）から令和7年5月15日（木）正午まで（必着）です。

- ・日本工業規格A4サイズ of 用紙を使用してください。
- ・パソコン of ワープロソフトを用いて作成し、郵送又は宅配便による提出の場合は、両面印刷で提出してください。

受付番号

（記入しないでください）

応募対象事業名
（メニュー名）

追加公募要領別表に示されている事業名を記入してください。

メニュー名まで、記載してください。

応募団体名

住 所

代 表 者

補助金申請計画額

千円

連絡先

郵送又は宅配便による提出の場合は、様式1～8の順に一括して、両面印刷で左2カ所をホチキス止めにしてください。

担 当 者 名
所 属 部 署
職 名
郵便番号
住 所

中央下段に様式ごとにページ番号を付けてください。

（注）連絡元の住所が上段の団体の住所と同一の場合は、「同上」としてください。

応募団体の概要

応募団体の概要を定款等に規定された内容に基づき、下記の事項について簡潔に記入してください。

- 1 沿革（設立、名称変更、合併等）
- 2 設立の目的
- 3 事業（定款等に規定された応募団体の主な事業）
- 4 構成員（出資者、株主等）（令和〇年〇月〇日現在）

暴力団員に該当しない旨の確認事項

- ・ 応募団体の役員等（代表者、役員、理事、取締役その他名称にかかわらず経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

☒ 上記について間違いのないことを確認しました。

※ 内容を確認の上、ボックスに☑印をご記入ください。なお、☑印がない場合は、応募できません。

応募するにはチェックが入っている必要があります。

個人情報の取扱いに関する同意

- ・ 応募のために提供いただく個人情報は、適切な管理の下、公募審査のためにのみ使用し、それ以外の目的では使用しません。

☒ 上記について同意しました。

※ 内容を確認の上、ボックスに☑印をご記入ください。なお、☑印がない場合は、応募できません。

様式2

事業実施体制

応募対象事業名
(メニュー名)

追加公募要領別表に示されている事業名を記入してください。

I 応募団体の体制

メニュー名まで、記載してください。

1 事業執行体制

	所属	氏名	備考
事業責任者			
担 当 者			

(注)事業責任者又は担当者が複数の場合、業務所掌を備考欄に明記してください。

事業責任者の概要

氏 名 (フリガナ)	
所 属 部 署・職 名	
略 歴	記載していただいた個人情報、適切な管理の下、公募審査のためのみに使用し、それ以外の目的では使用しません。

(注)この様式は、事業責任者について作成してください。

決裁経路

--

(注1)決裁経路を模式図等により簡潔に記入してください。

(注2)常勤・非常勤役員との関係を明確にしてください。

2 経理執行体制

	所属	氏名	備考
経理責任者			
担当者			

(注)経理責任者又は担当者が複数の場合、業務所掌を備考欄に明記してください。

経理責任者の概要

氏名(フリガナ)	
所属部署・職名	
略歴	記載していただいた個人情報、適切な管理の下、公募審査のためのみ使用し、それ以外の目的では使用しません。

(注)この様式は、経理責任者について作成してください。

決裁経路

--

(注1)決裁経路を模式図等により簡潔に記入してください。

(注2)常勤・非常勤役員との関係を明確にしてください。

※ 業務執行規程や決裁権限規程などの事業執行体制を定めた規程について、別途応募団体の活動がわかる資料として添付している場合、その旨を記入してください。

Ⅱ 間接補助事業者に対する事業執行

間接補助事業者に対して補助金等を交付する事業の場合、応募者が間接補助事業者との間で行う補助金交付等の手続きについて、模式図等により簡潔に記入してください。

補助金交付等の手続



様式3～7

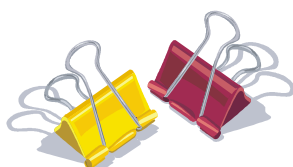
(省略します。追加公募要領及び応募書等記載例をご覧ください。)

様式8

様式8は、応募対象事業ごとに様式が示されますので、よくご確認ください。

以上により、令和7年度畜産業振興事業に係る追加公募要領の「10 応募手続」の(4)に示した提出書類一式は次のようなイメージになります。

提出書類一式のイメージ



団体概要 1 部
(重複する場合は省略可)

様式 1 ～ 8
畜産業振興事業応募書
1 部